

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公開します。

会 議 名	平成29年度 高松市安全で安心なまちづくり推進協議会
開 催 日 時	平成29年7月25日(火) 14時～15時15分
開 催 場 所	高松市役所 4階 会議室
議 題	(1) 近年の犯罪の現状と香川県警察本部の取組について (2) 高松市安全で安心なまちづくり支援事業の取組について (3) 高松市防犯協会の取組について
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上 記 理 由	
出席委員	12人 坂本会長、伊藤委員、井上委員、井藁委員、葛西委員、川上委員、川畑委員、千崎委員、千葉委員、廣瀬委員、松村委員、峯委員
傍 聴 者	なし (定員 5名)
担 当 課 及 び 連 絡 先	くらし安全安心課 防犯・空き家係 (TEL 839-2555)

協議経過及び協議結果
<p>※議題(1) 近年の犯罪の現状と香川県警察本部の取組についての報告のため、香川県警察本部太田犯罪抑止対策官が出席。</p> <p>議題(3) 高松市防犯協会の取組についての報告のため、高松市防犯協会川邊事務局長が出席。</p> <p>1 議題</p> <p>(1) 近年の犯罪の現状と香川県警察本部の取組について(報告)</p> <p>近年の犯罪の現状と香川県警察本部の取組について、県警本部太田犯罪抑止対策官から報告</p> <p>報告内容</p> <p>ア 香川の犯罪情勢</p> <p>(ア) 刑法犯認知件数は、減少傾向。</p> <p>(イ) 本年度上半期で、声掛け等前兆事案、住宅対象の侵入盗の認知件数が増加。</p> <p>(ウ) 高齢者を狙った振り込め詐欺が多発。</p> <p>イ 香川県警察の取組</p> <p>(ア) 特殊詐欺対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振り込め詐欺撃退装置体験貸出事業の推進 ・特殊詐欺被害防止コールセンターの運用 <p>(イ) 防犯環境の整備・ボランティア団体等に対する支援・防犯対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヨイチメールの加入促進

質問等

(委員)

住宅対象侵入盗の説明にあった、居空きと忍込みの違いは何か。

(県警)

居空きとは、住人が家にいるが、住居を開けっ放しにしている状況での侵入盗をいう。忍込みとは、寝静まるなどして、住人が気付かない状況での侵入盗をいう。

(委員)

特殊詐欺の水際対策状況について、阻止率等の話があったが、基準は何か。

(県警)

犯罪の相談や物理的な阻止などの事件に至っていない情報などが基準となっており、犯罪の認知の中で未遂に終わった事件件数となる。約100件の発生件数の内、銀行やコンビニの窓口、あるいは警察職員の声掛けなどで、声をかけることによって止まったというのが52件ということである。

(委員)

振り込め詐欺撃退装置の貸出事業について、貸し出し期間が6か月とあり、その後返却するようになっているが、せっかく設置をして効果を実感してもらっているものであるなら、返却することなく継続して利用できるようにするべきである。貸出の主体を警察ではなく、NPO団体や外部委託団体などとし、効果があればそのまま継続して利用できる状況をつくった方がよい。有効性があるのに1回限りというのは、もったいないと思うので検討してもらいたい。

(県警)

詳しい説明は省いていたのだが、半年が終わった段階で貸出者に購入の照会などを行うようにしている。最初から購入の話となると、なかなか借りていただけないということがあり、実感を高めていただいた段階で様々な助言等を行っている。NPO団体等へのアプローチについては、これからの課題であり、非常にいい意見をいただいたと感じている。他県では市町を含めて広がっており、我々もこれから様々な取組や活動を行っていききたいと思う。

(委員)

以前の撃退装置貸出事業にて設置した装置が地域にあり、フリーダイヤルや警察で登録されている不審な電話番号からの着信は、「フリーダイヤルからの着信です」などの音声は流れるが、呼び出し音は鳴らないものとなっている。もし、今回紹介いただいた録音式の装置に変えたいという方がいれば、既に装置が設置されている場合でも、新しい装置の貸出を受けることはできるのか。

(県警)

対応させていただく。

(委員)

高齢者の方で、家の電話はなく、携帯電話のみを持っている人も増えてきていると思う。携帯電話では振り込め詐欺の電話への対応はどのようになるのか。

(県警)

詐欺グループから携帯電話へ直接電話がかかってくることはまずないが、やり取りの中で誘導されて自分の携帯電話の番号をきかれてしまうとそのようなこともある。

(委員)

架空請求詐欺の電話についてはどうか。

(県警)

インターネットで、色々なサイトを繋いでいった際に自分の電話番号を入力し、その情報が盗まれた場合などには架空請求の電話がかかってくる場合もある。そういった場合、元々こちらからどこかのサイトへアプローチされている可能性がある。

(委員)

インターネットにつながっている場合ということで、携帯電話では架空請求詐欺の電話が直接かかってくることはないということか。

(県警)

そのとおりである。

(2) 高松市安全で安心なまちづくり支援事業の取組について

高松市安全で安心なまちづくり支援事業の取組について、事務局から報告

報告内容

ア 防犯施設整備への助成

(ア) 防犯灯新設等補助金

(イ) 安全・安心防犯環境整備事業補助金

イ 防犯協会等への助成

ウ その他の取組

(ア) 交通安全対策事業

(イ) 消費者保護対策事業

(ウ) 空き家対策事業

質問等

(委員)

防犯灯について、電柱が無かったためか民家の軒についているものがあり、その防犯灯を返したいとの相談があった。その場合、新設ということになるのか。近くに設置するための柱が無ければ、無理だという話になるのか。

(事務局)

今ある防犯灯を他に移す場合は移設という取扱いになる。通常は、電力柱やNTT柱に共架をしていただくようになるが、近辺にそういった柱が無い場合は防犯灯用の専用柱を自治会の負担で建てていただくこととなる。移設については、元々設置されている防犯灯が蛍光灯でLEDに切り替えて移設する場合は、本市が全額補助を行っているが、LEDとなっている防犯灯を移設する場合は自治会に6千円の負担をお願いしている。

(委員)

防犯カメラについて、地域に一台設置されているが、期限が来たため撤去するとの連絡があったとの話をコミュニティ協議会よりきいている。また、そのまま置いておくのであれば、コミュニティ協議会で費用等について負担することとなるともきいたが、それぞれ正しい情報なのか。もし、新しく別の場所に設置する場合は、特別な申請等が必要となるのか。

(事務局)

県警が設置された防犯カメラの維持管理をコミュニティ協議会に委託されているのが今の状況である。県警察より、防犯カメラの保証期間が8年であり、8年を経過した段階で撤去するとの話をきいている。ただし、地域から残してほしいとの要望があがった防犯カメラについては、地域コミュニティ協議会にお渡しして、後々の費用等を負担していただく方針であると伺っている。本市としては電気料金を全額補助させていただいているが、そのような方針がでているため、今後どのような制度がよいのかといったところは検討していきたいと考えている。新しい防犯カメラの設置に対する補助制度は設けていないため、設置補助制度についても今後行うかどうかの検討を行っていきたいと思っている。

(3) 高松市防犯協会の取組について

高松市防犯協会の取組について、高松市防犯協会川邊事務局長から報告

報告内容

ア 高松市防犯協会の目的

犯罪の無い安全で安心な地域社会の実現

イ 「安全・安心まちづくり」のための地域安全活動の推進

(ア) 事業所主導による地域安全活動

(イ) 住民主導による地域安全活動

(ウ) 金融機関・深夜スーパー等に対する防犯指導

ウ 少年の非行防止、健全育成活動及び保護対策の推進

(ア) 中学校マナーアップリーダーズによるキャンペーン活動

(イ) 高校・中学校における犯罪被害防止講話

エ 暴力団排除活動及び少年を暴力団から守る活動の推進

オ 重点犯罪等被害防止対策の推進

自転車の盗難防止キャンペーン等

カ 特殊詐欺被害防止などの高齢者保護対策

キ 防犯広報資料の発行、防犯功労者の表彰

2 その他

意見等

(事務局)

欠席委員からの意見の報告